

7. 法学研究科実務法曹養成専攻

(1) 法学研究科実務法曹養成専攻の教育目的と特徴	7-2
(2) 「教育の水準」の分析	7-3
分析項目Ⅰ 教育活動の状況	7-4
分析項目Ⅱ 教育成果の状況	7-15
【参考】データ分析集 指標一覧	7-18

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻

(1) 法学研究科実務法曹養成専攻の教育目的と特徴

1. 教育の目的と基本方針

法学研究科実務法曹養成専攻における教育の目的は、専門職大学院設置基準に基づく法科大学院として、実務法曹を養成することである。

この目的を追求するために、次の基本方針によって、教育活動を実施する。

(1) 法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で構成する。

(2) 理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的になるように配置・実施する。

これは、名古屋大学学術憲章にある「自発性を重視する教育実践によって、理論的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人の育成、人材養成を通じた人類の福祉や世界・社会・地域等の発展への貢献」を実務法曹養成の分野で実現しようとするものである。

2. 研究科の特徴

本専攻は、身につけるべき学力、資質・能力として、(1)豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成、(2)国際的な関心を持った法曹の養成、(3)市民生活に関連する分野について広範な知識を有し、相互信頼に基づいて法的サービスを提供できるホームドクター的な法曹の養成、を教育の基本目標に掲げ、これを目指す教育プログラムの実施と教育のグローバル化への対応を第3期の重点目標にしている。これらの教育・研究を通じて、社会貢献に取り組んでおり、教育においては、以下の特徴や特色を有している。

①法律基本科目と実務教育科目の充実と連携： 法律基本科目については、学習対象を反復しながら次第に知見を高度化できるよう工夫がこらされている。また、実務基礎科目は、理論教育科目と関連づけながら、無理なく履修ができるようなカリキュラム設計がなされている。

②研究者教員と実務家教員による協同教育体制： 研究者と実務家が相互に密接な連携をとりながら、各科目の特性に応じた方式をもって教育に臨む体制がとられている。

③徹底した少人数教育と未修者のケア： 講義形式の授業においても、少人数教育を実施している。また、若手弁護士による未修者対象の科目「実定法基礎」（2017年度からは「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」）の設置やオフィスアワー等を通じて、各人の学習レベルに応じたきめ細かな学修指導ができる体制がとられている。

④多彩かつ充実した科目設定： 広い視野を持ち、専門性のある法曹を養成するために、多様な展開・先端科目と、充実した基礎・隣接科目を提供している。

⑤IT技術を駆使した教育手法の導入： 入学者全員に対する統一的な法情報ガイダンスを実施した上で、独自に開発した教育ソフトウェア・ツールを利用しつつ、高度な情報教育

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻

を実施している。

3. 第3期中期目標期間における重点事項

(1) 前記の基本目標を達成するための教育プログラムを実施し、教育の質を高めるため、実施体制等を継続的に点検し、改善する。

(2) 法曹界・産業界・行政等との連携を通じて、社会に貢献する優秀な人材を育成する。

(3) 就職支援体制の充実を含めて、大学院生の自律的な学修と生活を支援する環境を充実させる。

4. 入学者の受入等

年度		入学定員	出願者数	合格者	入学者数
2016	未修	25	33	13	6
	既修	25	36	16	15
2017	未修	25	53	18	16
	既修	25	56	22	13
2018	未修	25	49	19	12
	既修	25	68	25	18
2019	未修	25	79	22	17
	既修	25	81	32	23

(2) 「教育の水準」の分析

分析項目Ⅰ 教育活動の状況

<必須記載項目1 学位授与方針>

【基本的な記載事項】

- ・ 公表された学位授与方針
(別添資料 4507-i1-1)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

(特になし)

<必須記載項目2 教育課程方針>

【基本的な記載事項】

- ・ 公表された教育課程方針
(別添資料 4507-i2-1)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

(特になし)

<必須記載項目3 教育課程の編成、授業科目の内容>

【基本的な記載事項】

- ・ 体系性が確認できる資料
(別添資料 4507-i3-1~2)
- ・ 自己点検・評価において体系性や水準に関する検証状況が確認できる資料
(別添資料 4507-i3-3)
- ・ 研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料
(別添資料 4507-i3-4)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○教育目的により科目群が設定されており、科目群の分類に従ってナンバリングが行

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育活動の状況

われている。授業科目群は、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」に分類され、3年（既修コースは2年）の課程で効率的に学習できるようにするため、次の方針に従ってこれらの科目群を各学年に配置している。

1年次と2年次では、法律基本科目を中心に学習するが、2年次は演習科目が中心となる。2年次後期からは実務との架橋を目的とした実務基礎科目を履修する。また、2年次・3年次には、先端的ないし発展的な問題に対処しうる能力を養成するための展開・先端科目が配置されている。なお、優れた法曹に必要な幅広い知識・教養を学習する基礎法学・隣接科目が選択必修科目（4単位）として設置されている。 [3.1、3.2]

○「先端分野総合研究」や「現代刑事司法論」のように、他分野の研究者等を担当教員に加えた学際的な科目を設置している。 [3.3]

○法曹には、法学の専門知識の他に、幅広い基礎的、法学的知見に裏打ちされた能力が不可欠であるため、法学の基礎および周辺にある学問領域を学ぶ基礎法学・隣接科目群を選択必修科目として、高い素養を持った法曹の養成に取り組んでいる。法学未修者がスムーズに教育課程に入って行けるようにする狙いも持つ「法情報ガイダンス」の受講を新生全員に義務付けており、また、法学未修者に特化した学修支援策の一環として、法的問題についての基本的な対処方法（考え方や論述の仕方）を学ぶ「実定法基礎」（2017年度からは「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」）を開設している。 [3.4]

<必須記載項目4 授業形態、学習指導法>

【基本的な記載事項】

- ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料
(別添資料 4507-i4-1)
- ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料、学生便覧等関係資料
(別添資料 4507-i4-2～3)
- ・ 専門職大学院に係るCAP制に関する規定
(別添資料 4507-i4-4)
- ・ 協定等に基づく留学期間別日本人留学生数

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育活動の状況

(別添資料 4507-i4-5)

- ・ インターンシップの実施状況が確認できる資料

(別添資料 4507-i4-6)

- ・ 指標番号 5、9～10 (データ分析集)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 1年次の法律基本科目においては、基礎的な法知識を修得させる理論教育が中心であるため、講義形式とソクラテス・メソッドを併用し、2年次以降には、高度な法知識に加え、分析力、思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力を養成するため、演習形式が採られ、ソクラテス・メソッドを採用し、双方向・多方向の授業を行っている。 [4.1]
- 「模擬裁判」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」では、中京地区の法律事務所、名古屋・東京の企業からの協力を得て、法実務を体験する機会を提供している。また、法学研究科が進めてきたアジア展開を活かした「法整備支援論」を正規科目として開講し、2015年度からは、キャンパス・アセアンプログラムの一環としての海外研修を、正規の科目として受講できることとした(派遣実績3名)。修了生対象ではあるが、海外にある本学の日本法教育研究センターへ法学講師として短期派遣の機会も設けている(派遣実績11名)。 [4.2、4.6]
- ICT技術を利用した教育ツールを活用し、学生の予習・復習を支援しつつ、それらを基礎として、対話や討論を通じた双方向的、多方向的な授業を行っている。例えば、「お助け君ノート」システムは、法律基本科目(演習科目を除く)について、毎回の授業を録画し、学生が授業後にその録画を視聴できる学習支援システムであり、事後の学習の効果を上げている。また、参考資料の提示や予習の指示等は基本的にシラバス上で行われ、課題の出題や提出もシラバスを通じて行われている。また、「ローライブラリー」を通じて必要な判例・裁判例や関連文献を確認できるほか、択一演習等も行える。「模擬裁判」では、法廷教室における収録システムを活用した授業も行われている。(別添資料 4507-i4-7)。 [4.3]
 - ・ 新しい教育ツールの利用と双方向・多方向の授業(法学研究科実務法曹養成専攻 2019年度) (別添資料 4507-i4-7)
- 各学生につき、専任教員が担任となり、履修指導、奨学金の推薦書の執筆、学習上の相談等を担当する体制をとっている。また、教育においては、科目の必要に応じ

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育活動の状況

て研究者教員と実務家教員が連携・共同して授業を担当し、法科大学院の教育の柱である理論と実務の架橋を実現できる体制となっている。

専任教員（2019年度）として、11名の研究者教員ほか、主として実務法曹の養成に向けられた上述の教育目的を確実に達成するため5名の実務家教員を配置している。そのうち、女性教員は2名である。実務家教員は、その全員が5年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者である。 [4.4]

○法科大学院設置前は司法修習の一部となっていた内容につき実務基礎科目（必修）として教育が行われており、展開・先端科目において実務家になった場合に武器となる専門的な能力が養成されている。

また、本専攻は、実務法曹の養成を主たる目的としているが、研究者を目指す学生に対して「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」を開講し、論文の執筆方法の指導を含む研究指導を実施している。また、TAの制度を活用して教育指導能力の向上に取り組んでいる。

[4.5]

○実務基礎科目や法律基本科目（選択科目。例えば「総合問題演習」科目など）において、実務家教員と研究者教員が「チームティーチング」を行い、一つの講義の中で特定の法律問題についての実務家の視点と研究者の視点の双方を提示すること等を通じて理論と実務の架橋を図っている。 [4.6]

<必須記載項目5 履修指導、支援>

【基本的な記載事項】

- ・ 履修指導の実施状況が確認できる資料
(別添資料 4507-i5-1)
- ・ 学習相談の実施状況が確認できる資料
(別添資料 4507-i5-2)
- ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組が確認できる資料
(別添資料 4507-i5-3)
- ・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料
(別添資料 4507-i5-4)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育活動の状況

○学習・生活に対するきめ細かい支援のため、担任制を採用している。また、弁護士による①「実定法基礎 I・II」における法律問題についての基本的な思考・論述方法の指導、②各演習科目等における課題指導員としてのレポート等の添削を通じた指導といった形での支援が行われている。

Web シラバスにおいて各科目の情報提供を行い、ICT を利用した学習ツールを提供することにより、学生の予習・復習を支援している。

夏休みに修了生による「夏季理解度チェック講座」・「夏季文章力養成講座」が実施されているほか、特に法学未修者については LS 学務委員会が 1 年次の各学期の成績発表直後の時期に「じゃくてん定期便」面接を行っており、学生に自己分析の機会を提供するとともに、必要な助言を与えたり、各科目の担当教員への橋渡しを行っている。

24 時間利用可能な自習室を整備しており、各人に専用の机を割り当てている。室内には基本的文献（基本書・判例集）が整備され、室外にコピー機が配置されている。また、学生間での共同学習を行えるよう法律相談室を設置し、授業で使用していない時間帯には教室、演習室も利用可能としている。 [5. 1]

○修了者のためのキャリア支援を目的として、キャリア支援委員会が設置されており、法曹志望者に対するキャリア支援講座を開講している。別の進路を希望する修了生に対しては、企業説明会・就職説明会等を開催している。法科大学院同窓会等との協力を通じて、法曹志望者に対するキャリア支援を行っている（別添資料 4507-i5-5）。 [5. 3]

・キャリア支援講座、企業説明会・就職説明会開催一覧（法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019 年度）（別添資料 4507-i5-5）

<必須記載項目 6 成績評価>

【基本的な記載事項】

- ・ 成績評価基準
(別添資料 4507-i6-1~2)
- ・ 成績評価の分布表
(別添資料 4507-i6-3)
- ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育活動の状況

(別添資料 4507-i6-4)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○シラバスに示された成績評価の基準と方法に従い、授業中の発言・応答、小テスト、レポートおよび定期試験等の多様な方法で成績評価を行っている。合格者中の成績分布についても一定の目安を設けて運用している。

各学年の終了時において取得単位数が一定数に満たない学生、共通到達度確認試験の成績が一定の水準に達していない学生、さらには法律基本科目（必修）のGPAが1.5に満たない学生は進級を認めず、留年扱いとしている。進級要件を満たさず留年をした者に対しては、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導を行う。

[6.1]

○本専攻では、プロセスを重視した教育を実施しており、小テスト、レポートの添削・講評等を通じて、学生が学習を振り返る機会を提供している。また、定期試験に関して、各教員が講評をシラバス上に掲示することが義務付けられている。また、学期毎に各科目について学生による授業評価アンケートを実施しており、マークシートによる回答のほか、自由記載欄（提出は任意）も設けている（別添資料 4507-i6-5）。このアンケートの結果は、マークシート分については科目ごとに集計されグラフ化されたものが、また、結果全体に対する教員側の意見・評価が「学生へのメッセージ」という形になったものが、それぞれ教授会資料として全教員に提示されるとともに、学生にも示されることになっている。 [6.2]

・ 授業評価アンケート実施状況（法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019 年度）（別添資料 4507-i6-5）

<必須記載項目7 卒業（修了）判定>

【基本的な記載事項】

- ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定
(別添資料 4507-i7-1~2)
- ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料
(別添資料 4507-i7-3)
- ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育活動の状況

(別添資料なし)

理由：学位論文がないため

- ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料

(別添資料 4507-i7-3) [再掲]

- ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料

(別添資料なし)

理由：学位論文がないため

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○修了判定については、名古屋大学大学院通則第33条の2に従い、研究科教授会での承認という手続が取られている。 [7.1]

<必須記載項目8 学生の受入>

【基本的な記載事項】

- ・ 学生受入方針が確認できる資料
(別添資料 4507-i8-1)
- ・ 入学者選抜確定志願状況における志願倍率（文部科学省公表）
- ・ 入学定員充足率
(別添資料 4507-i8-2)
- ・ 指標番号1～3、6～7（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○アドミッション・ポリシーに従って入学者を確保するため、同ポリシーを募集要項やHPに明記し、入学者を選抜している。近時は、全国的に法科大学院の入学希望者が減少しているため、本専攻の定員充足率も低下しており、2015年度の入試結果を踏まえて、定員を50名に削減し、入学者数と学生の質の確保を図っている。2016年度以降は、2次募集を実施している。

2014年度以降「法科大学院キャラバン」（名古屋会場）の会場校となるとともに企画立案にも積極的に関与し（2019年度は会場提供のみ）、東海地区における法科大学院志願者の増加に向けた働きかけをしている。

本専攻では、第1次選抜試験（書類審査）、第2次選抜試験（未修者コースは小論

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育活動の状況

文試験、既修者コースは法律科目試験)の2段階の試験を課して、受験者の多様な能力を総合的に評価している。また、書類審査結果を最終の合否判定に加味することにより、合格者の3割程度が社会人あるいは法学部(法学系学科等を含む)以外の学部出身者となるよう努めている(別添資料4507-i8-3~4)。 [8.1]

- ・入学試験実施状況、入学者内訳(法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019年度) (別添資料4507-i8-3)
- ・入学選抜方法(法学研究科実務法曹養成専攻 2019年度) (別添資料4507-i8-4)

<選択記載項目A 教育の国際性>

【基本的な記載事項】

- ・協定等に基づく留学期間別日本人留学生数
(別添資料4507-i4-5) (再掲)
- ・指標番号3、5(データ分析集)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○国際的な関心を持った法曹養成を教育目標の1つとしており、国際的視野と能力をもった法曹を目指す者のための「履修モデル」を学生便覧等に示すとともに、法学研究科が進めてきたアジア展開を活かした「法整備支援論」を正規科目として開講し、2015年度からは、キャンパス・アセアンプログラムの一環としての海外研修への参加を正規の履修単位として認めている(派遣実績3名)。
また、修了生対象ではあるが、海外にある本学の日本法教育研究センターへ法学講師として短期派遣の機会も設けている(派遣実績11名)。 [A.1]

<選択記載項目B 地域連携による教育活動/産官学連携>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○中京地区の法律事務所や名古屋・東京の企業からの協力を得て、エクスターンシッ

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育活動の状況

プ（選択必修科目）を実施している（別添資料 4507-i4-6）（再掲）。

また、南山大学大学院法務研究科（法科大学院）と連携して授業科目を提供している（2019年度：「知的財産法Ⅱ」、「租税法Ⅰ」、「地方自治法」）。この取り組みにより、学生は、多様な科目について専門性の高い授業を受けることができ、さらに、他大学の法科大学院の学生と同じ教室で学ぶことにより、相互に刺激し合い、教育効果を高めることが可能となっている。また、2018年度・2019年度における協議を経て2021年度からは「総合問題演習（公法）」を単位互換ではなく両大学の教員が共同で担当する形で開講することが決まっている。 [B. 1]

南山大学との連携科目 [出典：法科大学院学生便覧]

年度	名古屋大学提供	南山大学提供
2016	知的財産法Ⅱ、環境法Ⅱ	地方自治法
2017	知的財産法Ⅱ、環境法Ⅱ	地方自治法
2018	知的財産法Ⅱ、環境法Ⅱ	地方自治法
2019	知的財産法Ⅱ、租税法Ⅰ	地方自治法

<選択記載項目C 教育の質の保証・向上>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○LS学務委員会単独で、あるいは学部学務委員会や大学院（綜合法政）学務委員会と共同でFDを毎年複数回開催し、教員間で情報共有と意見交換を行っている（別添資料 4507-iC-1）。また、サバティカルを取得して研究に専念することもできる。教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図るため、自己評価委員会、教育改善委員会を組織している。全教員及び全学生の参加する教育改善研究集会を年1回開催し、授業アンケート結果の開示や学生との懇談等を通じて、教育の改善に取り組んでいる。教育改善委員会は、以上の諸活動等を取りまとめ、年度末毎に「教育の現況・改善報告書」を作成している。 [C. 1]

・ファカルティ・ディベロップメントの取組（法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019年度）（別添資料 4507-iC-1）

○学期毎に各科目について学生による授業評価アンケートを実施している。教員はアンケートの結果をふまえて、授業実施報告書「学生へのメッセージ」を作成する。

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育活動の状況

同文書は教授会で配布されるほか、学生の閲覧に供されている。毎年度末に各学年・各クラス別の懇談会を開催し、教員と学生との意見交換を行っており、その結果は教授会で報告される。授業評価アンケート結果（マークシート分）、上記「メッセージ」及びクラス別懇談会において学生側から提示された意見・要望は上記「教育の現況・改善報告書」に収録され、公開される。また、クラス別懇談会で出された意見・要望へのLS側の対応は、上記「教育改善研究集会」において報告され、その場でさらに意見交換が行われることになっている。

本専攻は、5年に1回の認証評価を義務づけられており、2018年度に第3回目の認証評価を受け、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院任所評価基準に適合しているとの判定を受けた。さらに、法学研究科全体としては、2018年2月に「名古屋大学法学部教育研究アセスメント委員会」を実施し、その報告書を公表した（別添資料 4507-iC-2）。

また、修了生が名古屋大学法科大学院同窓会を組織しており、必要に応じて協議している。

2019年度から「名古屋大学法科大学院連携協議会」を設置し、学外の実務家や専門家との連携による教育課程の再検討やその実施について協議し、併せて、当該年度の入試問題の内容等について検討している。

なお、本専攻のHPにおいて、講義概要・教員情報・入試関係情報・同窓会活動等についての情報を発信している。また、本専攻の基本情報をまとめた『NAGOYA LAW』を毎年発行している。 [C. 2]

- ・外部評価、第三者評価の実施状況（法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019年度）（別添資料 4507-iC-2）

<選択記載項目D 高度専門職業人の育成>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○本専攻は、専門職大学院設置基準に基づく法科大学院として、高度専門職業人としての実務法曹を養成することを目的としている。そのため、カリキュラム、学習支援などにおいて、以下のような工夫を行っている（（1）法学研究科実務法曹養成専攻の教育目的と特徴 2. 研究科の特徴 参照）。

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育活動の状況

①法律基本科目と実務基礎科目の充実と連携、②研究者教員と実務家教員による協同教育体制、③徹底した少人数教育と未修者のケア、④多彩かつ充実した科目設定、⑤IT技術を駆使した教育手法の導入。 [D. 1]

<選択記載項目E リカレント教育の推進>

【基本的な記載事項】

- ・ リカレント教育の推進に寄与するプログラムが公開されている刊行物、ウェブサイト等の該当箇所
(別添資料 4507-iE-1)
- ・ 指標番号 2、4 (データ分析集)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○多様なバック・グラウンドを有する学生、法学教育以外の専門教育を受けた学生を法学未修者として受け入れ、法律基本科目の学修を支援するシステムとして、授業担当教員が学生の質問等に対応するためのオフィスアワーを設け、また、愛知県弁護士会に所属する若手弁護士の学修支援を受けることができる体制を整えている
(別添資料 4507-iE-2)。

また、法学教育を受けていない学生のために、法学の基礎的知見の修得と具体的事例を素材とした討論等を通じて、「法的に考える」ことへの理解とそれを応用する力の養成を行う科目「実定法基礎」(2017年度からは「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」)を設けている。 [E. 1]

- ・ 若手弁護士による学修支援(法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019年度)
(別添資料 4507-iE-2)

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

<必須記載項目1 卒業（修了）率、資格取得等>

【基本的な記載事項】

- ・ 標準修業年限内卒業（修了）率
(別添資料 4507-ii1-1)
- ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率
(別添資料 4507-ii1-2)
- ・ 指標番号 14～20（データ分析集）
- ・ 法科大学院修了者の司法試験合格率（法務省公表）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○司法試験の合格状況は、設置当初から全国平均を上回っており、一定の目標を達成している。また、本専攻の修了者のうち、修了直後に司法試験に合格した者の割合は、3～4割となっている（別添資料 4507-ii1-3）。 [1.2]

- ・ 司法試験受験状況（法学研究科実務法曹養成専攻 2015-2018 年度修了生）
(別添資料 4507-ii1-3)

○学期毎に各科目について学生による授業評価アンケートを実施しており、「説明のわかりやすさ」「授業内容の理解」「理解の深化・能力の高度化」の各項目について、概ね肯定的な評価となっている（別添資料 4507-i6-5）（再掲）。 [2.2]

<必須記載項目2 就職、進学>

【基本的な記載事項】

- ・ 指標番号 21～24（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○本専攻は実務法曹の養成を目的としており、修了者の大多数は、司法試験を受験するが、修了者の中には、公務員や民間企業等に就職する者もいる（別添資料 4507-ii2-1）。

司法試験の累積合格率は、ほぼ 50%を維持しており、必ずしも満足できる数字ではないが、全国の中では比較的高い水準にある。

また、全国的に法科大学院修了生の就職が困難な状況下にあつて、本専攻を修了した法曹資格取得者は概ね順調に就職できており、本専攻修了生に対する先輩弁護士

名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻 教育成果の状況

らの高い評価を背景としたものであるとあってよいであろう。

修了後のキャリア形成のために、学内外の実務家、研究者教員による特別講義、法律事務所・企業等説明会などを実施しており、国際関係の業務に従事する弁護士や企業内弁護士など、専門分野を持つ人材を輩出している。また、法科大学院を経た研究者教員を養成することを目的とした「テーマ研究 I」「テーマ研究 II」の受講を経て、大学院（博士後期課程）へ進学した者、研究者になった者が出始めている。

[2.1]

- ・ 専門職大学院課程修了者の進路状況（法学研究科実務法曹養成専攻 2015-2019 年度）（別添資料 4507-ii2-1）

<選択記載項目 A 卒業（修了）時の学生からの意見聴取>

【基本的な記載事項】

- ・ 学生からの意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料
（特になし）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

（特になし）

<選択記載項目 B 卒業（修了）生からの意見聴取>

【基本的な記載事項】

- ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料
（別添資料 4507-iiB-1～2）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

○修了生が名古屋大学法科大学院同窓会を組織しており、教育や就職などについて必要に応じて協議、協力体制を取っている。

また、修了生の声を、例年作成するパンフレット『法と政治を学ぶ』、『NAGOYA LAW』に掲載している（別添資料 4507-iiB-1～2）[再掲]。 [B.1]

<選択記載項目C 就職先等からの意見聴取>

【基本的な記載事項】

- ・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料
(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

(特になし)

【参考】データ分析集 指標一覧

区分	指標番号	データ・指標	指標の計算式
1. 学生入学・在籍状況データ	1	女性学生の割合	女性学生数／学生数
	2	社会人学生の割合	社会人学生数／学生数
	3	留学生の割合	留学生数／学生数
	4	正規課程学生に対する科目等履修生等の比率	科目等履修生等数／学生数
	5	海外派遣率	海外派遣学生数／学生数
	6	受験者倍率	受験者数／募集人員
	7	入学定員充足率	入学者数／入学定員
	8	学部生に対する大学院生の比率	大学院生総数／学部学生総数
2. 教職員データ	9	専任教員あたりの学生数	学生数／専任教員数
	10	専任教員に占める女性専任教員の割合	女性専任教員数／専任教員数
	11	本務教員あたりの研究員数	研究員数／本務教員数
	12	本務教員総数あたり職員総数	職員総数／本務教員総数
	13	本務教員総数あたり職員総数(常勤、常勤以外別)	職員総数(常勤)／本務教員総数 職員総数(常勤以外)／本務教員総数
3. 進級・卒業データ	14	留年率	留年者数／学生数
	15	退学率	退学者・除籍者数／学生数
	16	休学率	休学者数／学生数
	17	卒業・修了者のうち標準修業年限内卒業・修了率	標準修業年限内での卒業・修了者数／卒業・修了者数
	18	卒業・修了者のうち標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了率	標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了者数／卒業・修了者数
	19	受験者数に対する資格取得率	合格者数／受験者数
	20	卒業・修了者数に対する資格取得率	合格者数／卒業・修了者数
	21	進学率	進学者数／卒業・修了者数
	22	卒業・修了者に占める就職者の割合	就職者数／卒業・修了者数
4. 卒業後の進路データ	23	職業別就職率	職業区分別就職者数／就職者数合計
	24	産業別就職率	産業区分別就職者数／就職者数合計

※ ■部分の指標（指標番号8、12～13）については、国立大学全体の指標のため、学部・研究科等ごとの現況調査表の指標には活用しません。